杖足袋願之究

安永九子二月

一御城内杖用候儀、雨天之節とも可レ為二無用一候

一於二江戸市谷御屋敷内中段御門内前御門内
御守殿御門内并御部屋御殿御構内一、雨天之節共
可レ為二無用一候

一殿中足袋用候儀、尾州江戸共四月朔日より九月
九日迄可レ為二無用一候

一七拾歳已上之輩ハ、杖用度旨御目付江断之上不レ苦筈、
右之趣得二其意一向後心得違無レ之様可レ致候、病気痛所
等有レ之杖足袋相用度輩ハ、節々御目付江相達可レ任二指図一
候

同年

一御側向之輩杖相願度輩ハ、其訳御用人江相達可レ
任二指図一候筈

但奥御茶道御小納戸詰ハ、御小納戸江申達右役より
御用人江相達候筈

一御側向之輩并奥御茶道御小納戸詰ハ御小納戸江相達
之内、杖足袋相用候儀候ハヽ、御目付江届候筈

同年五月三日

一奥御茶道御小納戸詰之外、御小納戸支配之内、足袋
相用度輩ハ、都而御用人江申達候筈

同十丑閏五月

一病気■■痛所等二而足袋用度願之輩、向後三月廿五日
限二願可一差出一候

【解説】

この文書は、尾張藩第１４代藩主徳川慶恕（慶勝）を補佐した田宮如雲の生家である大塚家に伝わったもので、表紙に「摘要記」と記された、尾張藩におけるさまざまな規則や様式等が綴られている冊子のうち、「杖足袋願之究」という項目の一部です。特定の場所における杖と足袋の使用制限について記されています。

安永９年(1780)２月時点で、杖については雨天であっても城内などその使用が認められない場所があったこと、足袋については季節によって使用が制限されていたことなどがわかります。ただし、年配者や病人、けが人への一定の配慮があったことも窺えます。文書の後半部分では、役向きによる杖・足袋の使用申請手続先が書かれています。

ちなみに、足袋はもともと革で作られ、黒、黄、紫など色彩にも富み、公儀においても用いられていましたが、天和期(1681～1684)頃より木綿の足袋が主流になりました。